



浦臼町不妊治療費助成事業のご案内

浦臼町では、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減と、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することを目的として、不妊治療費助成事業を実施しています。

対象となる治療内容

対象となるもの

- ・ 特定不妊治療 ～ 体外受精、顕微授精
- ・ 一般不妊治療 ～ タイミング法、人工授精、薬物療法、男性不妊治療

対象外となるもの

夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療、代理母、借り腹によるもの、卵胞が発育しない又は排卵終了のため治療中止した場合、採卵準備中体調不良等により治療を中止した場合

対象者

医師の判断に基づき治療を受けている方のうち、次の要件に該当する方です。

1. 夫婦のいずれかが浦臼町に住民登録を有し、かつ1年以上経過している方
2. 婚姻をしている夫婦（原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら事実婚関係にある者も対象とする）
3. 北海道知事及び準ずる機関が指定する医療機関において治療を受けた方（特定不妊治療のみ）
4. 夫及び妻にかかる町税及び使用料等の滞納のない方
5. 不妊治療に関して他の市町村から同様の給付を受けていない夫婦

助成額

1組の夫婦に対して、

- ・ 特定不妊治療 ～ 1回の治療につき30万円まで助成します。
ただし、1回にかかった治療費から北海道特定不妊治療費助成事業で受けた助成金を除いた額が30万円に満たない場合はその額を上限として助成します。
- ・ 一般不妊治療 ～ 1年度につき20万円まで助成します。
- ・ 治療のための交通費 ～ ひと月につき1日3,000円、10日を限度として助成します。

申請の流れ

1. 北海道特定不妊治療費助成事業と浦臼町特定不妊治療費助成事業の両方を申請する方

北海道特定不妊治療費助成事業の該当要件

1. 実際に特定不妊治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦
2. 夫婦のいずれかが道内に住所を有する者（札幌市、旭川市及び函館市を除く）
3. 婚姻をしている夫婦（原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら事実婚関係にある者も対象とする）
4. 知事が指定する医療機関において治療を受けた者

北海道特定不妊治療費助成事業指定医療機関で治療を受けます。

北海道立保健所へ申請をします。

認定されると北海道から特定不妊治療費の助成を受けられます。

浦臼町へ申請をします。（北海道が交付決定した日から1か月以内に）

認定されると浦臼町から特定不妊治療費の助成を受けられます。

申請に必要な物

- ・ 浦臼町特定不妊治療費助成事業申請書 窓口で記載していただきます。
- ・ 浦臼町特定不妊治療費助成事業受診等証明書
- ・ 治療に係った領収書
- ・ 北海道特定不妊治療費助成事業の助成金の交付決定通知の写し
- ・ 戸籍謄本（発行から3か月以内のもの） 夫婦2人とも浦臼町に住民登録を有する方は不要。
- ・ 住民票（世帯全員分の記載事項の省略をしていない(個人番号を除く)発行から3か月以内のもの）
- ・ 事実婚の場合は、両人の事実婚関係に関する申立書
- ・ 振込先金融機関の名称及び口座番号等がわかるもの
- ・ 夫と妻それぞれの印鑑

北海道特定不妊治療費助成事業を申請する際に必要な書類は、北海道特定不妊治療費助成事業のご案内をご覧ください。

2. 浦臼町特定不妊治療費助成事業のみ申請する方

北海道特定不妊治療費助成事業指定医療機関名簿（5ページ）に掲載されている医療機関で治療を受けます。

医療機関へ浦臼町特定不妊治療費助成事業受診等証明書の記載を依頼します。

様式は浦臼町保健センターにあります。

申請に必要な物を持参し、浦臼町へ申請をします。（治療が終了した日の翌日から60日以内に）

認定されると浦臼町から特定不妊治療費の助成を受けられます。

申請に必要な物

- ・ 浦臼町特定不妊治療費助成事業申請書 窓口で記載していただきます。
- ・ 浦臼町特定不妊治療費助成事業受診等証明書
- ・ 治療に係る領収書
- ・ 戸籍謄本（発行から3か月以内のもの） 夫婦2人とも浦臼町に住民登録を有する方は不要。
- ・ 住民票（世帯全員分の記載事項の省略(個人番号を除く)をしていない発行から3か月以内のもの）
- ・ 事実婚の場合は、両人の事実婚関係に関する申立書
- ・ 振込先金融機関の名称及び口座番号等がわかるもの
- ・ 夫と妻それぞれの印鑑

3. 浦臼町一般不妊治療費助成事業を申請する方

医療機関へ浦臼町一般不妊治療費助成申請に係る医療機関受診等証明書の記載を依頼します。
様式は浦臼町保健センター窓口にあります。

申請に必要な物を持参し、浦臼町へ申請をします。(治療が終了した日の翌日から60日以内に)

認定されると浦臼町から一般不妊治療費の助成を受けられます。

申請に必要な物

- ・浦臼町一般不妊治療費助成申請書 窓口で記載していただきます。
- ・浦臼町一般不妊治療費助成申請に係る医療機関受診等証明書
- ・治療に係る領収書
- ・戸籍謄本(発行から3か月以内のもの) 夫婦2人とも浦臼町に住民登録を有する方は不要。
- ・住民票(世帯全員分の記載事項の省略をしていない(個人番号を除く)発行から3か月以内のもの)
- ・事実婚の場合は、両人の事実婚関係に関する申立書
- ・振込先金融機関の名称及び口座番号等がわかるもの
- ・夫と妻それぞれの印鑑

【お問い合わせ】

浦臼町子育て世代包括支援センター(保健センター内)

担当: 子育て支援係

電話: 0125-69-2100

住所: 〒061-0600 浦臼町字ウラウシナイ 183 番地の 27